

平成29年第1回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成29年 3月 7日

閉 会 平成29年 3月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（3月9日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
---------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 小 鹿 重 一 君

2 番 久 慈 省 悟 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 2番 久慈省悟 議員

第3 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第4 一般質問 7番 木村 修 議員

第5 一般質問 3番 森 弘美 議員

第6 一般質問 5番 坂本 豊 議員

午前9時35分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は6名です。通告順に一般質問を行います。

1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。小鹿重一です。よろしく申し上げます。

きょうは、議会の広報に「追跡 あれから・・・どうなった？こうなった！！」というスペースがありますが、私もこれまで一般質問した中から、まだ未解決のものや進行中のものや全く動きのないものなどについて、あれからどうなったのかという視点で質問をいたします。

まず、除雪車と列車の踏切衝突事故についてであります。昨年の事故から1年2カ月になろうとしております。その後、JRから補償請求等の動きがあったのか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 2月13日に保険会社の担当者に確認しました。しかし、JR東日本からは、補償請求の金額はまだ確定しないということであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） ということは、終結の見通しというのはまだわからないということですか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 運転手本人の処分は12月で確定しておるわけであります。しかしながら、これは概算で非常に申しわけありませんけれども、保険会社のそのときの電話で、確定はしていないのですが、電車の損害賠償額が約3,000万で、その他融雪装置や振りかえ代行費などの費用が約2,000万、合わせて大体5,000万ぐらいになるのではないかと、これは保険会社からのまず大まかな額は電話で確認はしております。以上で

あります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今のお話からいくと、次回の6月の定例会ではほぼ確定するかなと思いますので、そのときには金額についても全てお知らせしてもらいたいということ、当初から原因は何であったのかということはまだ公表されていませんので、それもあわせてお願いしたいと思います。確認しておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） それは保険会社とJRのほうのやりとりとか、それが確認できた場合は報告しますということで、よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） わかりました、よろしくをお願いします。

では、次に進みます。農業用水ため池上堤の土砂全面掘削についてでございますけれども、きのうの予算の説明の中でも、29年度においても実施設計、測量費が盛られておりました。そういう中で、平成28年度の予算においては調査費が計上されて測量等が行われたようですが、今後この事業がどのように推移していく見通しなのか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 平成29年度、来年度になりますけれども、県営長科上地区ため池等整備事業として、4カ年で実施していく予定になっております。来年度、29年度は測量並びに実施設計を行います。30年度はため池の半分のしゅんせつを行い、掘った土砂を仮置き場へ一時保管、運搬しまして、次年度までまず乾かすと。31年度、その乾かした土砂を残土置き場へ運搬し、整地をしていくと。あわせて残り半分のため池をしゅんせついたしましたして、また掘った土砂については仮置き場に運搬し、また次年度まで乾かすと。最終年度、32年度でありますけれども、前年度に乾かした土砂を残土置き場へ運搬し、整地を行い、土砂を仮置き場をした場所については復旧をして事業完了ということに今の段階ではなっております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今の説明からいきますと、きのうもちよっと質問したんですけれども、まだ正式に事業採択というのは5月ごろだろうという話は伺いました。ただ、具体的にこのようにある程度の計画ができていくということは、このとおりに進んでいく

ものだと理解します。

それから、もう一つは事業が完成した時点では、通常、例えば土地改良区で事業を行えば受益者負担というのがあるわけですが、この事業についてはその受益者負担というのがあるのかなのか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 今のところ、村負担のため池の場合、12%の負担になっておりますけれども、これは全額村で負担、受益者負担はないというふうに考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今伺いましたように、できるだけ受益者負担というのは当然ないように、負担の軽減を図るといことは当然ですので、よろしくお願ひしたいということと、計画どおりに何とか事業を進めていただいて、農業者の皆さんが安心して水を使えるように工事を完成させていただきたいと、お願ひします。

次に進みます。蓬田村新生活運動についてでございます。きょうは自治会長さん方がお見えですので、最近の通夜とか葬儀などが以前とは非常にさま変わりしまして、自宅葬等が多くなってきました。長科でもお寺さんにおいて行われた家族葬が1件、それから自宅において行われた家族葬が1件、最近ありました。あと中沢でも自宅において通夜、火葬が行われたと聞いております。

このようなことから、自宅において、あるいはお寺さんにおいてやるといっても火葬はするわけですし、葬儀屋さんのいろいろ、家庭内における祭壇とか花は必要なわけですし、そのようなものについて少し検討したらどうかというような、前回そういう質問をしたわけですが、その後、連合自治会さんのほうではどのような話し合いがなされたのか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 昨年6月と11月、2回にわたって、蓬田村新生活運動推進協議会支部長会議なるものを開いております。この構成メンバーは村長と各自治会長です。6月の会議の際は、協議会が今まで発行していました新生活通信、葬儀の会費、冠婚葬祭の各会費とか香典とか、そういうのを記載した生活通信が現状と合っているかどうかということで、まず、それに基づいて会議を開いておまして、その実情に合った金額への修正等について話し合われております。

自宅葬については、まるっきりこちらのほうでも情報が多いわけではないので、それについては例えば花屋さんなりに行ってじかに聞いて、どのぐらいかかるものか、その辺を聞き取りしながら次回の会議に提案して、そこで話し合われたほうがよいのではないかと なりまして、10月に入って外ヶ浜町の造花店に出向きまして、聞き取りを行っております。

その際、大体、各自治会、公民館を使ったりなんかしている場合、どのぐらいその費用がかかっているのか、あとダイヤモンドホールではどのぐらいか、同じダイヤモンドホールでも小さい小部屋でやる場合はどのぐらいかかっているのか、それから自宅でもしとり行う場合には最低どのぐらいかかるものか、それぞれ金額的なものを聞いております。

その際に大体、蓬田村でどのぐらい家族葬が行われているかということで聞きましたところ、27年には9件、28年途中までですけれども、9月までで11件ほど行われていると。確かにふえてはきております。それで、会議に諮って、大体まとめたものをことしの4月に新たにまた新生活通信なるものに修正したものをもって発行したいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 自宅葬などはそれぞれ家庭の事情で行われるわけですが、いずれにしても基本的にはお金のかからないような形にしたいと思っているのが本来の姿だろうと思っていましたので、今、課長から説明がありましたように、ぜひいい形のものをつくり上げていってほしいなというように、自治会長さん方にもお願いするところであります。

それからもう一つ、教育長さんにお伺いしますけれども、現在の蓬田村新生活運動のあり方というのはどのようにお考えですか。ご所見をどのように感じておられますか、お願いします。

○議長（藤田修一君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） さまざまなやり方があるかと思いますが、今、蓬田で行われています新生活運動につきましては、香典等、参加する際の人たちにはすごく参加しやすいんでないかと。あとの葬儀代につきましては、確かに安ければ安いほどいいと思います。ただ、いろんな事情があって、各個人の考え方なりあるわけですが、それもうまく安いお金でやっていけるようになればいいなという意味では、新生活運動という

のはこれからまたいろんな話を通しながらいい方向に持っていければいいなと思っております。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） ありがとうございます。蓬田村新生活運動については、引き続きよい方向に向かいますように、何とかご尽力願いたいと思います。

次に行きます。農道排水路上の木材等の撤去についてということで、長科鶴蝮第2踏切山手の牛舎兼格納庫前の排水路上に大量の木材等が置かれており、このままではこの水回りによる洪水の危険があることから、当事者に撤去要請をしてほしい旨お願いしました。改良区の関係もごございますので、改良区の地区の役員さん方と一緒にお願いに行きたいという答弁もありましたし、これは今、問題提起されたのではなくて、数年前にもこのようなことがあると聞いておりました。本人と接触されたのかどうか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） この問題は28年の9月議会、それ以前からの懸案事項でありまして、何度か携帯電話に電話をしましたが、所有者等に連絡がとれていないという状況で、まことに申しわけないと思っております。改めて現地のほうも確認しましたが、以前と同じ状態であるということで、改めて土地改良区あるいは農事振興組合と連携をとりながら、所有者のほうに、水路が管理できるようにお願いをしていきたいと。

いずれにしても、これは当事者本人が撤去すべきものと考えておりますので、これは改めてお願いをして、しつこくといえればあれですけれども、お願いしていきたいとまず考えております。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今の話からいくと、本人とは全く接触できていないということで、電話ぐらいではだめですよ。家庭に行かないと。村長、こういうような対処の仕方よろしいんですか。お伺いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） やはり村という行政単位が行う場合ですので、きちんと文書通告しなきゃいけない。ただ、私思いますのは、水路管理者あるいは土地改良区だと私は思っていますけれども、そこともきちんと協議を進めた上で、水路管理者である土地改良区からまず出さないで村から出してやるというのは、頭を通り越してやっているような

気がしないわけではありません。したがって、そこは協調しながらやっていくということになると思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 現在の状況は、例えば木材等が邪魔になって交通に非常に不便を来しているとか、そういう状況ではありません。ありませんけれども、ここにも書いてあるように、もしあの下にごみ詰まりでもした場合は簡単には取られなくて、必ず水があふれてしまうと思うんです。ですから、そうなる前に対処したらいかがですかとお願いしているわけですし、そこをもう一回、今、村長がおっしゃいましたけれども、文書通告をするなりして改良区の役員さん方と一緒に対応していくというようなこと、課長いかがですか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） ぜひそのようにして行動していきたいと考えております。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） よろしくをお願いします。

最後に、全体的なお願いでございますけれども、行政は今、年度末でございます。長年勤務された課長さん方何名かも退職される予定になっていきますので、人事異動が当然あります。そういう中で、行政の継続性という面から確実に引き継いでいく業務は、引き継ぎを受けた人が聞いていないとか書類がないとか、そういうことが絶対にないように、きちっと引き継ぎされますようお願いを申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 2番 久慈省悟議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、2番久慈省悟君の質問を許します。

○2番（久慈省悟君） おはようございます。2番久慈省悟、一般質問を行います。

ふるさと納税についてお伺いいたします。

これから地方自治体においては人口減少は余儀なくされ、そのような時代が来るのは必至でございます。これからの我が村の一般財源がさらに苦しくなってくると予想されます。そのような状況を想定し、今からでも対策を講じていく必要があると思ひ、ふるさと納税の推進を訴えるところでございます。村長並びに担当課長はどのように捉え

ているのか、答弁を求めます。また、過去10年前と現在とではどのくらいの差額が生じているのか、もし調べていらっしゃるならご報告を願いたい。あわせて答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） ふるさと納税であります。平成20年からスタートしております。蓬田村についてはその間、平成27年度まで実績として1桁台であります。金額にして10万円未満でありました。村として、平成28年度から返礼品を寄附いただいた方にお返しするというのを始めたところ、28年度実績で見ますと、12月末でございますけれども、14件30万円ほど歳入が見込まれております。

今後のことでありますけれども、29年度の当初の予算で歳入で100万見込んでございます。28年度実績が30万で、29年度の予算が100万ですので、3倍ちょっとということでもありますけれども、返礼品の品目等もふやしまして、現在3品目であります。これを7品目、倍以上にふやしまして、4月1日からスタートしたいと考えております。

いずれにしても、全国的に返礼品について大分過熱になりまして、返礼品を取りやめている全国の自治体もございまして、蓬田村については28年度に引き続き返礼品を充てて、寄附される方のご要望に応じていきたいと考えております。

あと、2つ目の質問の10年前との差額の件とおっしゃいましたけれども、何の差額の件でしょうか。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前9時56分 休憩

午前9時56分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 数日前に課長のところへ行って、一般財源がどのくらいの額があったのか、今現在、28年度どのくらいあったのか、ちょっと調べておいてくださいということをお願いしたと私は思っておりますけれども、課長のほうと認識がちょっとずれていたみたいですね。それを聞いたかったわけですが、それで調べておいたら10年前とどのくらいの差額が生じているのかというのを先ほど聞いたわけです。ただ、認識が違うのであれば調べていないと思いますし、今、右から左聞いてもわからないと思

いますけれども、今この件に関してはちょっとカウントしないでいただきたいと思うんですが、議長、いかがでしょうか。

○議長（藤田修一君） カウントしません。

○2番（久慈省悟君） 調べていないでしょう。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 一般財源と言いましたけれども、これは丸々単独費、村の財源……（「そうそう」の声あり）国庫補助あるいは交付税以外の村独自の財源ということですか。（「そういうつもりで下でお伺いした」の声あり）申しわけありませんが、ちょっと調べておきます。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） わかりました。調べていなかった、認識が、意思の疎通が私と課長の間ではとれていなかった、このように判断をいたしますので、今その件に関して追及しても仕方ございませんので、それはそれとしておきます。

本来、ふるさと納税というのは国民が自分のふるさとに納税し、ふるさとに寄与することが目的として行われたと私は思っております。それがいつの間にか、どこにでもできるようになってしまった。そして、その納税者はプレゼントする、そういう商品欲しさに結局自分の住んでいる自治体を無視してほかに納税する、そういう風潮が、松坂牛で一時テレビで報道されて大変な思いをしている自治体もございます。ですから、見直されているのも現状だとは思いますが、しかしながら、我々が住んでいるこの地域でも、福祉事業、そしてさまざまな団体への補助金並びに助成制度が行われておりますが、財源なくして地域住民のそういうサービスに支えられるわけではございません。そういうことを鑑み、やはり私はこれから我が村も進めていくべき問題と思っておりますが、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） このふるさと納税のスタートの時点での目的、例えば自分が出たところに寄与するという制度でスタートしたのかどうかについては私もちょうと今言われて確認できないのでございますけれども、国民、特に東京都とか大都市に住んでいる方々がそういう地方に税源を分配するという意味からこのふるさと納税というのがどうも始まったというような記憶があります。ふるさと納税、確かにこれ、すごくいい財源、九州のあるところでは30億円とかそういった大きな額になっています。

私どものほうは、27年度が2件4万円、28年度が14件30万円ということで現在実績になっていますけれども、これが恒久財源ということではありません。なくなる可能性もありますし、そのものによっては大きくなる場合もあります。それを当てにして例えば福祉政策だとかそういったものを進めるといのは、私は非常に危険があると思います。やはり恒久財源を見つけて、財政を安定的に運営していくというのが行政の基本と思っています。したがって、ふるさと納税をふやすようにこれからもずっと努力しなきゃいけない、努力はしていかなければいけないんですが、それを頼り過ぎて行政がやるとこれまた大きな穴があくことがあるというふうに私は考えますので、推進はしますが、慎重に進めたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 私は何もふるさと納税で我が村が潤った金額で地域住民のサービスを進めるとか申し上げたつもりは一切ありません。ただ、先ほど、私も議員になって10年たちますが、さまざまな団体への補助金、そしてまた住民の福祉事業の拡充ということを分別していけば、財源がなくてだんだんサービスの提供もおぼつかない、そういう事態が我が村の未来を考えれば先細りになっていくのはわかっております。そういうことがあると心配しておりますので、やはり推し進めていくべきだと、その考えを行政にお伺いしたわけでして、何もそういう納税者の人たちのお金を当てにしたサービスの展開を村がするべきだと一言も発言しておりません。

次に入ります。2、専決処分についてお伺いいたします。

このたびの質問は、アシストの赤字を補填する1,000万のことから、本来は百条委員会という場で質問するところではございますが、最終日の百条委員会はもう終わっております。その後に専決処分なされておりますので、一般質問という形になったことをご報告いたします。

専決処分というのは、私は本来、物すごい突風とか豪雨、地震、いきなりの災害に見舞われ、地域住民の日々の暮らしに支障を来す、そんな事態が生じるおそれがあり、議会を招集する時間ありません、そういう中で執行者である村長がやむなく処置をする、そういう場合に用いられるのではないかと、私はそう思います。

しかしながら、第三セクターの赤字補填のために1,000万円の専決処分ということは、来る2月8日に支払わなければならない、待ってもらっているような状況でございますと、我々議会のほうにも村長は理解を求めるとい意味では説明がございました。本来、

私は、議会の賛否を問うというのがルールではないか。以前、私は村長に、議会とは何かと質問しております。やはり、あなたは自治体の執行機関でございます。しかし、我々も選挙で選ばれてきている議事機関ということで二元代表制、つまり首長の政策や提出された事項に対して審議するものであります。専決処分で行うということは議事機関の審議を省くことになるわけで、ルールにのっとりやり方とは私は思いません。なぜルールどおりに行われなかったのか、答弁を求めるところです。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） アシストの資金繰りが悪いということは既に皆様ご存じのとおりでございます。その中で今回、2月8日付で専決処分するという事で議会にご説明申し上げます。

専決処分をした背景には2つの理由がございます。まず初めに、よもぎ温泉の燃料費が異常にかかっていた。アシストの赤字についての資金運営ができないということも一つ、これは主原因でございますが、もう一つはその原因がよもぎ温泉の燃料費が異常に増加しているということが主原因だということでございました。

その時点で、1月24日にアシスト株式会社の経営会議を開いて報告になったわけですが、この時点ではやっぱり単価の上昇のみではないということを感じまして、数カ月前、要するに前の数字と比較してどのぐらい高いのかということ进行调查し、多分これは漏れている可能性があるというので、1月24日に調査を指示したところでございます。その結果が2月1日付で私に来たのが2月3日でございますが、その報告が来ました。見積書が参りました。油が、温泉の配管が漏れているということでもあります。

しかし、その見積書の中身を見ましたところ、平成21年の修理の見積もりを年月日を変えただけのものだったということだわけです。その見積もり条件の事項欄にこんなことが書いてありました。現在の燃料使用量から考えると、本見積もりでも不足するおそれがございますということだわけです。それが2月3日に私のほうに来ました。これだと見積もりになりませんというので、これをもっと詳しくきちんと調べてくださいということで、至急ですということで指示しました。

それが来ましたのが2月6日月曜日にその結果が来たわけですがけれども、100万かかるか何ぼかかるかはちょっとわからないけれども、100万ぐらいあればいいんじゃないかというのが2月7日であります。文書の收受の関係も、時間と若干違いますが。2月7日、それまでにそれが決められない、その工事が幾らかかるのか、いつやるのか、ど

のぐらいやるのか、予算もとっていないと修理にも着工できない、こういう状況でありまして、それがもろにアシスト株式会社の資金繰りに影響しているわけです。

ちなみに金額を申し上げますと、今まで通常でかかっていたのが、例えば32万、それから40万、45万という金額でございました。単価がふえて、若干1円2円とかというのもありますけれども、12月時点での請求額は92万8,800円であります。1月の見込みを聞きましたら、もう既に12月と同じぐらの数量が入っているということで、多分1月もということで確定した金額でいきますと98万4,960円の油代の請求。このままいきますと、通常30万から40万の油代が2倍以上の金額がかかっていってしまうわけです。結局それに気がついたのが今でございますけれども、10月あたりから既に50万近く、あるいは11月は60万近くと上がってきているわけで、それが異常にアシストの経営を圧迫してきたということなのであります。これが例えば3月までいくとすれば300万、400万のお金が余計にかかってしまって、これがもう回らなくなってしまうということなわけで、それにアシストの運転資金が回らなくなるといって雇用を守れない、あるいはその事業を休止しなきゃいけない、これを避けることと2つの問題が重なってしまったわけです。

したがいまして、2月10日というアシスト株式会社の焦げつきの問題を解決するためにはどうやればいいのかということで実は困ってしまったわけですが、実際には資金繰りの悪化の主原因はアグリビジネス事業の赤字にあるということで、アグリビジネス事業の赤字額についてはかねてより計算しているというか調べておりますので、当面1,000万円をこの赤字分を補填しながら、これらを解消するしかないという結論に至りました。

皆様方議員さん方に2月3日に、これは予算的には決められないけれども、やっぱり説明をする必要があるということから、2月8日に説明をやりますということで連絡したところでありまして。それを受けて、2月8日に説明をして、もう時間がないということから、2月9日に専決をして予算をとって、2月10日に赤字補填という形で処理させていただいたというのが現実でございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 今の答弁の中で、早い話がお湯が配管損傷のために漏れて、常にボイラーが回っていたという、そのために燃料が思うより、通常よりも燃料を使い込んでしまった、そういう感じの答弁と、あとはアグリビジネス事業に800万お借りして、

そういう費用の重なりが1,000万の補填になったという、簡単に言えばそういう説明だと思っただけですが、昨年の12月議会では、1人の議員の質問の中で、借りたのが2度ほどと思っていたんですが、村長の12月議会の答弁の中では、いや3度借りていると。それを聞かされて驚いたわけですが、そのときは行政からの補充みたいなのは考えていない、そのようにおっしゃっていたわけですが。

しかし、最終的に、ない袖は振れませんので残念な強行策をとったわけですが、よく考えてみれば、昨年の1月には役員会議を開く、役員を招集する時間もなかった。5月には担当者を事務能力に欠けるために解雇した。いろいろと言いつけや説明を繰り返してきたわけですが、過去にも借り入れはあった。議会に報告する必要はないと私は思っておりますとか、委託料の流用には当たらない、そのようにも答弁もされたこともございました。資金が枯渇のたびに借り入れを繰り返してきて、あなたや役員は何ら責任も負おうとしない、こういう態度に私は不思議に思っている。なぜなら、債務行為を起こしたのはアシスト株式会社の社長であり、そしてその保証人になった人が本人なわけですね。本人が保証人になるということは事実上、債務者と全く同じ義務を負わなければならないわけですが。にもかかわらず、村民にそのツケを、負担を負わせたということに対してはどのように責任を感じているのか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） いろいろ言われたものですから、私も、資金の枯渇、確かにそのとおりであります。事業を展開して、その事業の展開云々についてはこの後の質問展開の中身に出てきますが、事業として本来であればそんな赤字を出すということは我々も考えていなかったわけですが、平成27年度でやられたことが非常に我々の考えていた計画以上のものを実施したり、さまざまな内容で行われたわけで、それを分析した結果でいくと、平成28年度、若干の営業努力によって改善できないかということでスタートしてきたわけですが、29年度においても、私の希望ではトマトブランド化事業については進めていって、何とかこれをアシスト株式会社の事業というよりも村の活性化のための事業という形でぜひ進めてまいりたいというのが私の考え方でありました。

今回、1,000万を投入するのに対しましては、今の全体的なアシストの重油とかそういったものの資金の全体を見て1,000万ということをしているわけで、本来であれば資金が回らなくなった部分の500万とか600万とかという金額になると思うんですが、それを1,000万という形で赤字を補填するというのは、一旦ここでじゃあトマトのビジ

ネス事業を休むしかない、ここで休んで一旦精算をして、それでアシストの体制を立て直すということから今回やったものであります。

私が800万借りてというのは、アシスト株式会社の資金繰りが行き詰まって、昨年1月25日でしたか、借りたときに、これもまた急な話で1週間ない時点でその事態が出てきたわけで、緊急措置として金融機関から借りた。その場合に私自身がそういうふうに個人が保証人にならなければこれは貸せませんということから、私自身も保証人としてなったわけでございますけれども、経営がなかなか改善されないという中で、これは短期資金を繰り返して使ったわけでございますけれども、今回これは無理だと。無理だというか、これ以上継続すれば資金がますます枯渇していくということでそういう措置をしたところであります。

村民に負担をさせるということで私は考えているわけではありませんけれども、やっぱり村が主体的にこの事業を進めてきたということを考えれば、当然村の責任というのが大きいわけで、私は村長であり社長である立場から非常にやりにくい立場にはなっていますけれども、自分がそれを保証するというで解決するのであれば、私自身もそれをやらなきゃいけないという立場でございます。

ちなみに申し上げますが、我々行政の施策を展開する場合に行政課題、例えば農業振興にしてもあらゆる政策にしても、一生懸命やってはいますけれども、なかなか私個人がやるわけではございませんけれども、やっぱり責任者、そういったものが決まっています、そういう人たちがやっている中で失敗、いわゆる我々にすれば失敗ということがあります。私はそれでも行政が進めている中では、やっぱり村というものが主体的にそれを解決していかなければならないと思っています。

本来であれば余り申し上げたくはないですが、例えばホタテ養殖の残渣処理のときもそうでした。協議会をつくって、漁協がいて、それでありながら不法投棄という形で、それを処理しなければいけなくなってしまった。では原因はどこにあるのか、誰にあるのかということ考えたときには、7,000万円という一般財源を使わなきゃいけない、これもまた一つの行政課題だということを考えれば、お互いに政策課題、今の場合は農業振興と農業新規作物の開拓ということを考えてやっているわけでございますので、私としてはここで一旦けじめをつけなきゃいけないと思った次第でございます。村民の負担をさせたということになるかもしれませんが、そういう考え方で進めています。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 村長は村長なりに6次産業の推進、それを私たちにも伝えてきたわけですし、私たちもまた必要性がそれはそれであると思います、異を唱えるわけではございません。しかしながら、執行者である、事業主体が村長が実行するという中で担当者を決めて、その人に任せたが、その担当者が成功しなかったという答弁だったと理解いたしますが、いずれにしても不正や800万の借入れに対しての不足に当たり、不正にお金が使われたとか着服した、そういうことを私たちは言えないわけでございます。しかしながら、帳簿上の残高と金庫にあるべき現金が合わないという、またこの疑念も残ったまま、最終的に専決処分という形で何のための百条委員会だったのか、私はそう言わざるを得ません。

しかし、今後、以前私は村長に、村長が第三セクターの社長とか兼任するべきではないと、今はそういう時代じゃないと、私は村長に就任されたあたりに一般質問でお聞きし、そのように申し上げてきたつもりです。こういう事態が生ずるおそれがある場合のことを想定して質問したんですけれども、前村長にも同じことを質問しました。しかしながら、両村長はそれを解除しようともせず、村長イコール社長という形を貫いてきているわけです。

やはり今後は、またこういう事態が生じて困るわけですから、責任転嫁をしないようにするためにも村長はきちんと村長としての行政の首長を果たす仕事に専念し、三セクや紳装、そういうところは内部からきちんと社長を立ち上げて管理させていくべきだと、これが我が村の行政と三セク、または公設民営企業のうまくいく姿ではないのかと思います。今後、そういう方向に進む意思はないのか、最後にお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 久慈省悟議員がおっしゃるように、その点については私もかねてからの懸案事項としてやってきております。社長あるいは専務あるいは常務、そういった会社の役員の地位というものが非常に、なり手が無いと言えば大変失礼なんですけれども、経営管理する人と現場管理する人が分かれているのが通常でございます。その中で経営管理者を新たに外部から、あるいは内部からということになると、非常に人選が難しいというのが現実であります。

今、久慈議員がおっしゃいましたように、今後そういうことを私も努めて、これは社

長職を譲る、譲るんじゃなくて退いて、行政の関与として、例えば以前のように職員が顧問として入るとか、そういったような関与の仕方も考えてはおったわけですけども、会社内部でそれを話ししながらやっていきたいと思っています。具体的にどうするかというのはまだ考えていませんので、今後の課題だということをお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 3つの質問、終わりに来てしまっておりますから、これは答弁は当然求められるわけではございませんけれども、行政機関の最高責任者として、村長は相談役または会長職にとどまるべきで、今後はやはりそういうのを念頭に置きながら、うまく議会の我々とも相談をしながら、こういうことを解決していく策を一緒に考えていかなければならない課題の一つと申し上げて、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、2番久慈省悟君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） 皆さん、おはようございます。これより、4番柿崎裕二の一般質問を始めたいと思います。

きょうは1点の質問をいたします。現在、村が運行しているコミュニティバス路線についてお伺いします。

高根から中沢路線と中沢から高根方面への路線があるわけですが、その運行便の中に外ヶ浜中央病院まで走っているバスがあると思います。時刻表を見た限りでは、午前中に2回、午後1回ほどのバスが経由するようになっていると思うんですが、その引き返す際にはまた蟹田駅のウエル蟹などを経由して回ってきています。また、コミュニティバス利用者からは非常に便利で助かる、うれしいという声も聞こえております。

また、一方では、地元で食品を買い求める商店が非常に少なくなっていて、大変困っているとの声も同様に聞こえています。そこで、外ヶ浜町にある大型スーパーまでこのコミュニティバスの路線を延長できないかということをお聞きします。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 正式には蓬田村有償運送運営、略してコミュニティバスとい

いますが、これについては交通の空白区域、蓬田村についてはもともと市営バス等が走って、あるいはタクシー会社もありましたけれども、それらがなくなったということから地域の不便性を解消するために運行する、これが蓬田村登録してやっているところがあります。

路線や区域については、地域の交通あるいはネットワークにおける役割分担を明確にした上で、路線のバスと実質的によそ様と競合することのないようにということを進めております。現在1台のコミュニティバスで、それぞれ中沢から高根、当初運行いたしました。その際については25年以前については蟹田の駅まで乗り入れはしてございました。これらについては、始発中沢の市営バスの回転場所があります。市営バスの乗り継ぎ、あるいはJRの中沢駅から瀬辺地駅までのJRの乗り継ぎ、あるいは蟹田駅のJRの乗り継ぎ、これにちょうど合うように時間を組んでおりまして進めてきたところがあります。これに平成25年9月に、外ヶ浜中央病院まで何とか延長できないということがありまして、公共交通の会議を開きまして、その中で外ヶ浜町さんの了解を得て、あるいは各青森運輸支局さんの担当者を交えて協議したところ、問題ないということで、外ヶ浜中央病院まで路線を25年9月に延長したところでございます。

これらについては、公共的なものだということから許可されたものだと私認識しておりまして、今回議員ご質問のショッピングストアといいますかそこまで延長できないかということではありますが、これについては、これらのコミュニティバスの定義からいいますと私は無理だと考えてございます。

ただ、外ヶ浜町さんの意見も聞かなきゃいけないし、当然、村の全体の意見もまとめまして、公共交通の会議の場を設ける前に、外ヶ浜町さんといろいろ競合する部分がありますので、特に外ヶ浜町さんについては駅前からタクシー2社が乗り入れしてございますし、外ヶ浜町の蟹田地区のコミュニティーの循環バスもございますし、平館から来るコミュニティバス、それらがありますので、競合する部分も多いということから、それらを交通会議の前に事前に外ヶ浜町さんの意見も聞きながら、あるいは運輸局の話も聞きながら、公共会議に諮っていいものかどうか、それらを検討していきたいと考えます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいま課長から前向きな答弁をいただいたわけですが、今の現状では無理だというお答えでした。けれども、今現在、村では高齢化により移動手段を

持ち合わせない高齢者がふえ続けています。また、市内からの送迎バスを出している民間の大手スーパーのバスも走っていることは事実です。ただし、それに乗って買い物に行く住民に至っては、半日かけて食品を買い求めて生活しているという状態です。村にもマルシェ、またバイパス側には道の駅よもつなど、ある程度の食品を買い求めることができるお店があるわけですが、満足のいく買い物までとは至っていないように感じます。また、以前には何件かの移動販売車が村内をめぐり、販売していたと。住民も非常に便利だったわけですが、今はほとんど見受けられなくなっているのが現状です。

そんな中、隣町、外ヶ浜町に大手薬局、ホームセンター、大型スーパーが集って1カ所にあるわけですので、当然村民としては移動手段があればそこに行って買い物をしたい、これは当然の思いだと思います。村民のほうからもコミュニティバスを外ヶ浜のスーパーまで走ってほしいと要望が上がっているわけですから、大変難しい問題だとは思いますが、前向きに検討して、できればこの4月からでも運行できるぐらいの気持ちで取り組んでほしいなと思います。何せこれは住民の食生活、大げさに言えば生死までかわることですので、早急に対応していただきたいと思います。再度、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 青森市のスーパーについては毎日、あるいは聞くところによりますと平舘方面のほうからも週何回か行っているようでございます。外ヶ浜町蟹田にあるスーパーですけれども、本店がむつ市にあります、むつ市の脇野沢あるいは川内については買い物バスが出ているようでございます、そのスーパーさんのほうですね。できれば、私としては今現在、蟹田のホームセンター、薬局ありますので、あの辺でスーパーさんが自前で青森市に行っているような買い物バス、乗り合いバスを出してもらえれば本当は一番いいのは事実だと思っています。そちらのほうの働きかけもそうですし、あるいは近い将来なかなかそういう交通手段を持たない人がふえる、これはもちろんふえることが予想されます。ですので、村にある業者さんで買い物のかわりをやっていただくとか宅配をやっていただくとか、そういう方法もまた必要になるかと思っておりますけれども、いずれにしても路線の延長ということで今質問があるわけですので、これについては4月からは全然間違いなく無理でございますけれども、まず関係機関のほうに事前の協議を申し入れながら、できれば交通会議の場でいい解決策が出ればいいんでしょうけれども、そちらまで持っていけるような流れになればいいのかなと考えています

ので、その辺は村のほうで努力していきたいと考えています。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 村民の毎日の生活に密接している事柄ですので、4月には間に合わないまでも、早い時期の路線延長ということに努力していただきたいと思って、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、7番木村 修君の質問を許します。

○7番（木村 修君） おはようございます。7番の木村です。通告に従って、本日は3点についてお伺いいたします。

初めに、1番目の学校給食費の無料化について、お伺いいたします。

子供たちを心身ともに健康な大人に育て上げることは社会全体の責務でもあります。子供たちが将来、未来の蓬田村あるいは地域社会を支える存在になることを考えたとき、今、我々大人たちに何ができるかをここで真剣に考えることが必要ではないでしょうか。加速する少子化や子供の貧困などの社会問題も出てきています。保護者の教育に関する負担の軽減を図り、そして子育て環境の向上を目指すために、学校や村が一体となって給食費を無料化することは非常に意義深く、そして大きな価値のあることではないかと考えております。このことについて、教育長に所見を伺います。

○議長（藤田修一君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 今、議員から言われるように、各県内でも新郷村を初め七戸町、六ヶ所村、4町村が無料化に至っている状況です。全国的に見ますと大体55市町村、だんだんこれからふえてくるかと思えます。そういう状況であります。

今、議員がおっしゃったように、確かに子育て支援の一環として負担を軽減するという意味では本当に意義があると。ただ、無料化となると、財政面、難がありますので、そこら辺を考えると、ただ無料ということではまずいいんだかというのがちょっと、物を大事にするとか、親のありがたみとか、そういうことを考えていくのであれば、徐々に、いくらかでも補助できるものは補助していきながら、負担を軽減していければいいなどは思っております。

ただ、それが最後に無料化になるかどうかというのは難しいですけれども、全部が今、

議員がおっしゃるような方向では考えていけるかなというふうには思っております。よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 先日、外ヶ浜町のこの無料化について報道されていて新聞に出ていたわけですがけれども、外ヶ浜町では3割の補助金から、29年度から50%、5割にふやしました。全国的にも、ここ三、四年の間に急激に広がりを見せています。しかも、その大半が比較的小規模な学校だそうであります。平成17年に制定された食育基本法、その中では学校給食は重要な項目になっておりまして、生きた教材の一つとして捉えられています。そういうことを考えた場合、蓬田村は基金も今のところ少しあるようですので、財政的な面から見てどのように考えるか、担当者の見解を再度伺いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 現在、蓬田村の給食はおかずと牛乳を適用しており、ご飯は自宅から持っていく、そういう建前で提供しております。給食費については、小学生から1食当たり230円、中学生から1食当たり270円をいただいております。実際は各1食当たり20円ずつ高いわけですがけれども、その分は村が補助していると。

議員におかれては、子育て支援の一環として無料化にすべきということで今ご質問がありましたけれども、平成27年度の収支状況を見ますと、学校給食センターの支出額が2,006万円、それに対して給食収入、これは生徒のほかに先生方の給食を食べている方からもらっている給食収入、合わせて1,009万円、約半分だけもらっていると、そのような状況でありますので、無料化となれば、即無料化というのはちょっと難しい状況だと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、空き家対策について伺います。

このことについてはこれまでも何回か質問が繰り返されてきましたけれども、昨年、地方創生事業で1,300万という多額の予算で詳細な調査を実施されましたので、これまでと違った、より確かな結果が出たと思いますので、その結果について伺います。

①として、現在蓬田村の空き家率は何%になっているか。そしてまた、特に危険な空き家、特定空き家は現在何軒あるのか、伺います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今回、28年度中で空き家等対策委員会協議会を開きまして、

今間もなく計画書は年度内にまとまるどころでありますけれども、現状といたしまして、空き家が73軒ということで確認しています。総計については、なかなか確かな数字は出ませんけれども、950戸といたしまして、現在7.7%の空き家率でございます。

今、議員ご質問の特定空き家は何軒かということですが、特定空き家とまだ認定してございませんので、老朽化や損傷などにより利活用が不可能だと今現在調査して判断している建物については7軒ございます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、②の空き家バンクを創設するという答弁が前回、質問に対してあったわけでありまして、その方面はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 先ほど申しましたとおり、今年度、28年度末までにはできませんが、平成29年から32年までの5カ年間の計画ができます。その中で29年度から実際実施するものについてはまだ検討中でありまして、最終的には早い段階で、当初予算は無理でありますけれども、補正で対応していきたいと。その際については協議会を招集して、また今年度こういう事業、例えば30年度こういう事業とか、ある程度事業をできる事業から進めていきたいと。その中の一つとして、私も前回空き家バンクということを行いました。空き家バンクについては、調査段階で大分アンケートをしたときに、空き家を把握するために空き家バンクがどうしても必要だということを考えています。実際、所有者が例えば今後どうしたいのか、売りたい、貸したい、あるいは自分でリフォームして使う、いろいろありますので、まず個人のデータをつくりまして、これはどこにも出せない個人データでありますけれども、出しまして、まず所有者の意見を集約すると。それから村でできる事業は何かということで進めていきたいと。空き家バンクに関するものとしては以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 今、売りたい人、そして借りたい人という答弁がありましたけれども、昨年そういう部分も調査されていると聞いていますけれども、その結果はまだ出ていないということですか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 調査した段階のアンケートでは結果は出ていますけれども、

所有者が全部まだ判明していない部分もありますので、今のところは意向調査で聞いた段階で、今度、実際計画の中で進める段階ではっきり意思表示していただければ、村でやれるもの、個人でやれるもの、はっきり色分けするために、自分たちが持っている土地なり建物等、それらをどうするのか、今後考えていかなければいけないと。これは空き家等の利活用が基本ですので、そういうところをまず始めていきたいと考えてございます。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、③の先ほどの危険空き家なわけでありましてけれども、これも以前からなわけでありましてけれども、非常に台風が来たり、あるいは雑草がぼうぼう生えて隣の人が困ってしまっしょうがないので刈っている、そういうぐあいに今なっているわけですが、課長、前回の答弁でもこのことについては危険ですので早急に取り組むという答弁をしておりました。去年、台風10号で村内に相当な被害が出ました。そういうことがまた起きないとも限りませんので、できるだけ早く対応していただきたいと思うわけですが、そのことに対して答弁お願いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 先ほど、老朽化とか損傷が甚だしい、利活用が不可能だという建物が7軒ということであります。このうち、特定空き家に認定されそうな物件は多分あると思うんですけれども、それについても今年度中、早目に協議会を開いて村の意向を決めて、村のほうで特定空き家として認定します。そうなった場合については認定後に、基本的には自己責任でありますので所有者にももちろん撤去してもらわなければならないけれども、最終的に所有者がいる、いない、あるいは費用の問題、これらが出てきますので、いずれにしても住民の生活環境、安全・安心な暮らしを守ることが大前提でありますので、それらが阻害されるということであると、やっぱり村のほうでも特定空き家に認定せざるを得ないと。認定したものについてはやっぱりそれぞれ必要な手続を粛々と進めていくことになっていきますけれども、そこまでいく前にできれば問題を解決していきたいというのが我々村の考え方です。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 危険空き家に対しては今答弁があったわけですが、持ち主がわかって判明している場合は自治体のほうから厳しく指導していただきたいと思えます。そしてまた、持ち主が不明の場合はやはり自治体が対応するべきではないかと私は

考えます。村内にも瀬辺地地区、そして蓬田地区にもあります。以前から、四、五年前から苦情が来ています。雪が降れば倒壊して倒れて家の壁にぶつかるとか、あるいはもう腐食して壁に穴があいてしまっているとか、そういう苦情が来て、住民の人たちは隣近所づきあいがあるのでなかなか厳しく、つき合いがありますので言いにくいわけです。その辺を行政が考慮して、厳しく指導して、特に危険な空き家に対しては厳しく指導してほしいというふうに要望いたします。

次に、3番目のソバの刈り取りについて伺います。ソバにはカメムシがつかないということで、平成12年ころから転作田にカメムシ対策の一つとしてソバが普及されてきていたわけでありまして、近年、28年度の実績として村内全域に約270町歩の面積にソバが栽培されているわけでありまして、それが刈り取り作業がおくれて、適期に刈り取りができないために実をこぼしてしまって、減収の原因になっているわけでありまして、その点について担当課長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） ソバの作付につきましては、平成28年度実績で279.5ヘクタールで、27年度比で7.3ヘクタールほどふえております。26年度には作付面積が減少いたしましたが、ここ2年間は少しずつ増加しているという現状であります。

ソバの作付につきましては、各地区の農事振興組合で構成します蓬田村農事振興組合連合協議会が主体となって、播種の時期を決め、収穫の段取りをし、例年6月上旬から7月下旬まで播種を行い、8月下旬から10月上旬まで収穫を行っております。

刈り取り作業がおくれて適期に刈り取りができない状況については、収穫期の雨、刈り取りオペレーターの人員の確保、コンバインの故障などが原因となっております。農作物の作付から収穫については基本的に農家の方々が主体的に考えていくことと考えておりますが、問題解決に向け、農事組合連絡協議会やJAなどと協力して対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） ちなみに、私が担当者に聞きましたところ、昨年のソバの収入は村内で約2,500万円ほどあったと伺っています。農家にとっては非常に貴重な収入源であります。おととしに比較すれば、反収が約半減であったと。そして、刈り取りの現場へ私も立ち会ったわけですが、後期になりますとソバの幹に実がほとんどついていない状態になっています。収入がゼロといってもいいのではないのでしょうか。

村では今、ネギとか新規作物などの研究などをいろいろ検討しているわけでありませうけれども、なかなか難しく、普及までは相当な時間を要するのではないかと考えています。

自己保全の面積が28年度を見ますと約85町歩ぐらいになっています。新規作物の導入もなかなか時間を要するわけですが、現在ソバ栽培面積に植えつけているソバを農家の人が植えつけしないと、この自己保全面積85町歩がますますふえていくということが予想されます。そうなれば、かつてのようにカメムシの大発生が予想されますので、そうならないように村で万全の対策を講じていただきたいと思います、再度答弁。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この問題については、担当課長含めてお話をさせていただきました。機械が3台ということで、1台故障したり、さまざまなことで刈り取りの時期がおくれているということが説明されました。25年度に購入した機械が約670万円ということで、村から500万円助成して農事振興組合連絡協議会が残りを負担してやっているということです。3台ではやっぱり足りないのかなということは、これは協議するという、農事振興組合連絡協議会とJAが協議してというのは、やっぱり3台でいいのか、あるいはもっとふやさなきゃいけないのかということも協議しなきゃいけない。それと、機械の管理ということについても十分話をしてみたい。そうでないと、今、議員がおっしゃったように自己保全面積というのがどんどんふえていってしまう。それによって今後の被害もまた出てきますので、そのところで協議をさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 答弁にありましたが、私は農協へ行って聞きましたところ、2台は比較的新しいわけですが、もう1台につきましてはかなり、十五、六年ぐらい経過しているということを伺ってきました。非常にその機械が故障するわけで、頻繁に去年も故障していました。ここで1台更新すればかなり違うのではないかなと、各振興組合長の皆さんが話しているわけですがけれども、何せ値段が高額なもので本当に大変なわけです。そこで、先ほど申しましたように、今後のこの蓬田村の農業を守っていくためにも、ひとつ村から寛大な助成をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。5分間休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第5 一般質問 3番 森 弘美議員

○議長（藤田修一君） 日程第5、3番森 弘美君の質問を許します。

○3番（森 弘美君） おはようございます。

きょうは3点について質問をさせていただきます。

まず、1つ目なんですけれども、草刈り作業員についてお伺いします。村では回覧等で作業員を募集して草刈りをしていますが、事故等を考えたら年齢の上限を設けたほうがいいのではないかと思うわけです。草刈り作業などは特に危険いっぱいですので、ちょっとしたミスで石が飛んできたり、すねをかすったりとかいろいろあります。一つ間違えれば大事故につながるわけです。障害者にも大きく言えばなりかねません。若いときと違って動作も対応も遅くなっていると思います。私はこういう事故などを考えたら年齢の上限を設けたらよいのではないかと思いますけれども、村の考えはどうか、伺います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 村の臨時的任用職員管理規程では、非常勤職員の任用は満年齢65歳に達した年度末とするとなっておりますわけですが、実際28年9月に行った秋の草刈り作業では15名の方が作業に従事されておりまして、その年齢構成が65歳までの方が3名、70歳までの方が9名、75歳までの方が1名で、76歳を超えている方が2名となっております。この規程に従えば作業員の確保ができなくなるわけですが、うちのほうで作業するには4人のグループで4班体制で16名ぐらいでやれば大体4日間で終われるということでやってきております。

今後は規程の65歳ということではなかなか人員の確保は難しいわけですが、個人の健康状態並びに作業経験等を考慮して人選を行って、事故等のないように作業を行っていきたいと考えております。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 村では65歳までという規程があるわけですが、75歳以上が

2人ですか、4人について4パーティーで草刈りをして4日ぐらいで終わりたいと。経験とかいろいろ踏まえて村では考えているようすけれども、あらゆるもの、何でも年齢というのはどこかで線を引かないと私はだめかと思います。65歳とは言わないけれども、せめて75歳、そのぐらいで一旦線引きをして、そこで行政として一つ前に進んだ考えを持っていったらいいと思いますけれども、そのことについてまた再度答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） いずれにいたしましても、今年度の募集状況を見まして、一定の線でということでは考えていかなければいけないのかなというふうには思いません。以上であります。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） では、その線でひとつ、いい方向で、募集人員にもよりますけれども、考えてください。

2つ目の質問に入ります。除雪の雪寄せについてお伺いします。

今年度からドーザーが1台ふえました。少雪にもかかわらず、各戸口の前に置いていく寄せ雪ですね、これがいつもの年と変わらないだけの量なんですけれども、朝早く仕事に行く人、また帰る人や、いろいろさまざまです。特に高齢者にとっては雪片づけは大変な作業だと思います。高齢化社会、いつ何が起こるかわかりません。雪寄せが多く、また車が入れない、救急車もまた入れないわけです。このことについて、雪寄せをもっと少なく、救急車でも普通に入れるような状況にはできないものか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 議員おっしゃるとおり、ことし、今シーズン1台ふえて8台体制で行っております。除雪のタイミングはなるべく戸口に雪を多く残さないようにと指導はしているものの、どうしても限られた時間内に生活道路をまず確保することを優先しております。今シーズンは1台ふえて、除雪の路線も変更して作業を行っております。ことしの結果を検証して、来シーズンに向けて効率的な除雪作業を行う体制を築いていきたいと考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 今、課長から答弁ありましたけれども、限られている時間、これは何時間就労しているかわかりませんが、もともといくと、中沢の端から来る国

交省の除雪に合わせてある程度仕事をしているかと思います。でも、村でやる体制は国交省と何ら関係ないわけです。村民のための除雪ですから。12時半、1時に車庫を出るのであれば、その前に12時なり、戸口に雪を残さないために早く出て、また置かないためにはどうしても重機なんかはバックしなければならないと思います。その安全のためにも、車にもついているバックモニターというんですか、それをつけたらバックもできます。今はバックモニターというのはバックホーにもついています、最新の機械には。何ら時間を早めてバックモニターなり何でもつけたら、戸口に雪は置かなくて済むと思いますけれども、私は。とにかく村民が安心して冬でも過ごせるような除雪を求めますけれども、このことについて課長、もう一回答弁お願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 確かに今の作業時間は深夜0時30分から朝9時30分を予定しているわけです。おっしゃるとおり、国道の除雪が入った後、うちのほうを雪を片づけているという状態になっております。今言われた時間の関係並びにバックモニターの件について、私も今初めてですので、これはちょっと協議して考えさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この戸口の、戸口というのは1戸2戸の、戸口の雪片づけについては非常に難しい問題だと私は思います。ただ、私も実際住んでいるところが除雪してくる方向から来ますと、どうしても雪を開放する区間がないと、何十メートルもないとがぱっと置いていかれるわけで、それをどうするか、どういうふうにするかということが一つの課題なんだろうと私は思っています。

私自身も機械の改良でということは、今バックモニターというものを提案されましたけれども、非常にいい考え方だと思います。1台ふやしたという背景には、やはり路線の延長、1人が担当する路線延長を減らしていくという考え方もそこにはあるわけで、お互いが働く方、オペレーターが余裕を持ってそういったものを対応できるようにということでは話し合いをしなくてはいけないと思っています。ですので、私の言いたいのは、バックモニターに対しての理解と、それからもう一つは除雪するオペレーターの気持ちというんですか、働く方が丁寧にやるかやらないか、その気持ちがあればもう少し解決できるんじゃないかと思っていますので、できれば今年度終わったあたりで除雪のオペレーターと懇談会を開いて、そういうことを理解していただくというふうにしたい

と思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 今、村長からありましたけれども、最後には除雪のオペレーターの気持ち次第と、確かにそれは人ですから、あるかと思います。でも、今まではバックモニターも使わないでバックもできない状態ですから、中にも寄せ雪を置いていくわけですね。前向きにバックモニター、また時間的にも早目に出て、そういう作業、余裕を持った作業をしたら寄せ雪も、戸口に置く雪も少なくなるかと思います。その辺は課長なりオペレーターなりと協議しながら、いい方向に持って行ってください。

3つ目の質問に入ります。併用林道の補修工事についてということですが、行政懇談会において農道補修工事の業者負担を求めていきたいという考えであったかと思います。どのぐらいが妥当かという考えもお伺いしたいんですが、あそこの幹線は砂運搬に関して、当初の計画ではグリーン団地、それによもつと団地、この造成のための砂、山から運搬で通行したかと思います。今では村に大きな工事もないわけです。課長の答弁があったとおり、外ヶ浜町の現場に1,000台という大量のダンプが砂を運んだ、それが大きな原因だと思います、私は。農道が傷みを加えたのは。そのときも住民には何の説明もなく、業者も運んだ、村も運ばせたということで、住民は頭に血が上っている状態です。

この補修工事に当たって、私は業者負担は非常に大きいものがあるかと思います。ふだん農家の人が使うのであれば2トン車ぐらいが関の山かなと思います。それに砂を積んだら20トン、2トンダンプでも物を積んだら4トンなり4トン半ぐらいになるのかなと思いますけれども、重量にしてもすごい重量です、台数も。村としてはこの業者負担の割合を一体どのぐらいで考えたのか、できればお伺いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 砂利運搬業者には今年度より搬出計画書を文書で出させており、あわせて道路の現況写真を提出させております。この搬出が原因で道路の補修等が生じた場合は、お互い協議をして原形復旧をしなければならないということで、負担割合ということをはっきり申し上げられませんが、原形復旧をしていかなければならないと。お互い協議をして原形復旧をしていかなければならないと考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 村としては、行政としては業者と話し合いをして解決していくと

ということで捉えてよろしいでしょうか。今の道路でもダンプが走って、傷み、クラック等が入れば、自然とその部分だけは舗装でなくなって起きてきて、普通の産廃になるんですけども、それを直すといったら切削してオーバーレイかけなきゃだめなんですよ。莫大な金がかかるんですよ。それを業者と話しして、負担割合をしっかりと、それから通行をさせたらどうですか、課長。もう一回答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） あそこは村道ということであって、道路の管理は道路管理者、村であることはこれは第一であります。いろいろ調べてみて、例えば中沢の幹線、長科の幹線、蓬田も合わせて大体5メートル80から6メートルぐらいの幅員です。阿弥陀川が、なぜかここ5メートルから5メートル20と、普通乗用車でも交差するということは非常にスピードを落として歩かないとだめなわけです。ということで、私一つ考えるのは、確かにここはシラスもそうですし、木材、営林署の搬出もあるわけです。ということで、農道を高根地区、県営一般農道で直しましたけれども、もしよければ、これは地元のほうから要望があるかないかわかりませんが、拡幅改良事業で広げていって、そうしていったほうが一番適策ではないのかなと考えておりますけれども。これは当然1メートルぐらい田んぼのほうを買収になっていくかと思っておりますけれども、その辺、農業者の方がどういうふうな考えがあるのかちょっとわかりませんが、今の幅員であれば必ず、ダンプもそうですし、木材、原木を運ぶ業者もありますので、その方向で考えていったほうがいいのではないかと、これは私の考えですけれども、今そういうふうに考えております。

○議長（藤田修一君） 課長、今の答弁ですと、非常に阿弥陀川地区の人から道路拡張してくださいって言えば役場でやるということになるんですけども、それでいいですか。ちょっとまだできないでしょう。あんまり先走った答弁しないでください。

○建設課長（大川誠治君） わかりました。済みませんでした。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この通行の問題につきましては、やっぱり通行許可を与える、いわゆる道路管理者としての蓬田村という管理の問題がまず1つついて回ります。それから、道路の構造によって、例えば10トン車に耐えられない、そういう構造であれば4トン車で搬出してくださいという、当然条件をつけなければいけません。それで歩いてもおかつ多分道路が壊れます。その場合はやっぱり通行前の写真、それから通行後の現

地踏査、それを見ながら工事費を決めなければいけません。その工事負担につきましては、このぐらいかかるというの見積もらせて、それを業者と事前に補修について契約みたいなこと、確約みたいなことをしておかなければいけないと思います。これは阿弥陀川の農道だけじゃなくて、村内の農道全般についてそれはやっていかなければいけないと思っていますので、私は平成28年度からちゃんと搬出計画を出せと、それからそれによってはそういう道路の補修負担を伴いますということを確認させていただきという事で進めさせていただいています。以上です。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 今、村長から答弁あったとおり、大型車で通行できるような道路ではあそこはないんです。舗装が1層で、俗に言う仮設道路みたいな道路なんです。乗用車でいえば舗装1層3センチ、4センチでもそれは通行できると思います。大型車で舗装が1層で3センチ、4センチの、それが通常通行できる道路は私聞いたことありません。最低でも舗装は2層でやっていると思います。5センチ、3センチとか4センチ、3センチとか、いろいろなっていると思います。村でも4トン車で通行、これは私もしようがないと思っています。それはあと業者が私たちそれだと利益が上がらないとか、それは別問題であって、道路に関しては私は、今、村長の答弁のとおりだと思います。ぜひ、いい方法で併用林道を通行許可を出していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これで、3番森 弘美君の質問を終わります。

日程第6 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第6、5番坂本 豊君の質問を許します。

○5番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

1番目に、アシストへの補助金について伺います。

1つ目は、アシストの資金繰りが昨年から悪化しているのは明らかになっていたのに、村長は補助金を出しました。議会を開く時間は幾らでもあったはずですが、今回のアシストの赤字穴埋めのための1,000万円の補助金を、なぜ専決処分という議会での審議をしないで行ったのか。地方自治法179条に基づく緊急の場合の専決処分には当たらない行為であり、村長から答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） さきの久慈省悟議員の質問にも同様の内容のものがありましたのでお答えをいたしました。

アシストの赤字に対する補填という形でそれを取りましたのは、今後アシスト株式会社が運営をしていくに当たって、今の配管からの湯の漏れの関係、これが落ちつかないがために、それを幾ら見積もるのか、あるいは今後それを修理して今後どのくらいかかるのか、あるいは重油が今後どのくらいかかるのかということを計算できない、そういう事態に陥ってしまったわけであります。

アシスト株式会社の赤字補填という形を取りましたのは、この不明確な支出に対して資金繰りが行き詰まってしまったということから、これを補填するのが一番無難だろうということから私は考えたものであります。

しかしながら、今おっしゃいましたように、緊急審議してもよかったんじゃないかということではありますが、工事の問題、それから燃料費の問題、これらが明確にならない時点でやるということが不可能であったということでもあります。私としては、何よりも従業員の賃金未払い、それから事業の継続ということを考えれば、2月10日という賃金支払いに対してどうしても資金手当てをしたかったというのが本音でございます。実際にこの工事の中身を決めたのは2月6日であります。議員の皆さんに、先ほど申し上げましたように、事前に例えば臨時議会を開きますというふうには言えなかったというのが実際でございます。中の問題が2つあったということでご理解をいただきたいと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再質問いたします。

百条委員会が決めた議会の勢力から、臨時議会に提出をすれば否決をされる可能性を考え、専決処分の方法をとったというふうには考えられますが、どうでしょうか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私は百条委員会は百条委員会であると、私は百条委員会の中の議案の決議書を何度も見ておりますけれども、その百条委員会の中では温泉の指定管理委託料の中に使途不明金があるということから、平成27年度のことをやるということで決議をしたわけであります。今回そういう問題と私は切り離して、資金繰りが悪化した原因も後でお話ししますが、それとは別の問題として今回配管漏れと重油のお金、それとアシストの資金繰りの問題、これは全部リンクして絡まっています。絡まっているがた

めにこの問題が出てきたということでお話ししております。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再々質問です。

久慈省悟議員の答弁の中でも、油代が異常に高いという答弁がありました。村では油代の高騰については以前から40円を超した部分については補助するという決まりがあったように思われます。ですから、油代の問題については補助しても構わないわけですが、それに乗じてアグリの赤字をそのまま乗せて専決処分をしたわけです。

ここで聞きいたしますけれども、12月議会で村長はアシストへの補助は考えていないと答弁していたわけです。これが正月を挟んで1月に態度を変えた理由というのは何なのか、お聞きいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 12月議会の時点でございますけれども、その前に平成28年11月20日に経営会議を開いております。経営会議は毎月20日をめどとして、専務並びに代表の部長とその前月の残高試算表、要するに決算状況、それと資金繰りについて話をしておいたわけです。その時点では間に合うということで、4月までは大丈夫ですということで私は答えをいただいています。さらに、それに引き続いて平成28年12月19日にも12月の経営会議を開いています。この時点でも、運転資金は4月まで間に合うと計算されています。

私自身としては、自分がそういう経理事務あるいは事務内容にタッチしているわけではないものですから、やっぱり専務なり、あるいは部長さん方が報告するものを私は信じて運用しています。しかし、1月になってその気持ちを変えたとおっしゃいましたけれども、次に1月24日の経営会議を開いたところが、先ほど申し上げたような状況で、もう油代が100万円近くになってしまっているということで、それはおかしいと、すぐ調査しなさいということで調査を指示したわけですが、それが大至急ですよということで指示したわけですが、それが2月1日付で3日に来ましたが、その見積もりがだめと。すぐ指示をして、どのぐらいかかるのかということで求めたんですが、業者のほうからはすぐにはできないと。でも、どのぐらいあればいいんだという話を、2月6日、7日だったと思います。財政当局とも話ししながら100万ぐらいということでありました。先ほど申しましたように、2月10日という一つの時間の限定がございましたので、もうそこで、これから臨時議会を開きますという文書も何もできなかったと

というのが実情でございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ここで、②のところで再質問したいと思います。

私が言いたいのは、油代は油代としてそれだけを専決処分するというのであれば議員も納得すると思えますけれども、アグリの引き継いでいる赤字をこの際一挙に解消しようとしたということで専決処分に出たということに怒りを覚えるわけです。ですから、先ほども言いましたけれども、12月議会では補助しないと断っていたわけですよね。

それでお聞きしますけれども、油代は当初の予算よりもどのくらい値上がりをしたのか。私、27年度の経理を見ていても、毎月2社に対して90万近い重油代を支払いしていたわけです。ですから、その差額というのは一体幾らぐらいだったのか。村長が言うように1,000万も緊急に補助をしないと間に合わないというものではないと思えます。恐らく2月24、25日の給料日にも資金がないということで、一挙に1,000万という多額の資金が必要になったということが想像つくわけですよね。その辺について答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員の今のお話を聞きますと、油代が高騰して資金が足りなくなったと受けとめておられるようではございますけれども、実はそういうことではなくて、要するに配管からお湯が漏れているためにボイラーがしょっちゅう回転していると、24時間しょっちゅう回転していると、そのために燃料の消費量が膨大になってしまったということをお知らせしております。

燃料単価は今44円あるいは47円、52円というふうに、確かに56円、お高いときは60円という形になっています。油代の単価も上がっておりますけれども、問題は燃料の消費量であります。通常、私調べさせた限りは8キロリットルから10キロリットル以内で毎月入れています。44円ですので、大体44万程度がこれは基本であります。しかし、11月からは12キロリットルとか、12月は四四、十六キロリットルというふうに、燃料の消費量が膨大になっています。ふだんは大体8キロリットルぐらいでありますけれども、それが9、10、11、12月というふうに、だんだんこれが消費量がふえてきているということで、最大で申しますと12月が四四、十六キロリットル、1月が16キロリットル。現在調べてもらったところは12キロリットルということで、通常40万前後の支払いが92万8,000円とか、いわば100万円単位で月に払わなきゃいけない。これが結局そのまま資金

繰りというのは4月、5月、6月まで幾らお金がなければならぬかということを経月計算しているわけですが、これがいつまで続くのかというのが最大の問題なわけです。ですので、2倍以上の金額、油代が必要になると。重油単価の高騰ということでありません。燃料消費量の問題です。

消費量がこれだけ多くなったということは、これはもう施設そのものに問題ありだということで1月24日以降に早急にこれを調べると、これ構わないで置くと大変なことになるといので調査させたということなのであります。

今言いましたように、アグリの赤字を補填したんだという部分と油代と切り離してといたしても、アシスト株式会社そのものの運営に当たっては全部関係があるのでありまして、それが例えば3月、4月までいってしまうと300万、400万の油代がかかって膨大な負担になるということから、これは決められないと。決められないから幾ら補填するとか何とかと、そんなことではないというふうにして、この際、アグリビジネス事業のものを精算した形にして、その中でもう一度やり直ししようという決定をしたということでもあります。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ②の部分の再々質問です。

油の高騰ではなく消費量のためにやむなく専決をしたという答弁でありますけれども、お湯が漏れている、それは緊急の場合に当たるので、これは専決処分もいたし方ないと思います。ところが、村長は2月10日に1,000万ではなく1,100万円を専決処分したわけです。そうでしょう。ですから、100万円の部分は温泉の緊急工事費、あとの1,000万はアグリの赤字解消ということであったと思います。ですから、私は工事費はいたし方ないとしても、アグリの補助金1,000万はおかしいということで、これは緊急性ということではなく、昨年からも資金が枯渇して緊急に何とかしなきゃならないということであったわけですよ。ですから、今始まった問題ではない。今急に2月に1,000万円の補助金を出さないでだめだということではなくて、昨年の1月からも既にお金が足りない状態が続いていたわけです。それをずるずると3回も800万円を村長が社長という立場で個人担保で青森銀行蟹田支店から融資を受けていたということでもあります。ですから、緊急性は何もない、前からわかっていることでもあります。

ですから、私は何度も言いますが、議会にも何も諮らないで行ってきた事業ということ。800万円を借りる際にも、議会に対して何ら相談も話もなかったわけで

すから、これはやっぱり会社の運営の問題であって、社長そして役員の方で責任を負うべきだということを主張しているわけです。私の話に何か間違いとか矛盾があるでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） アグリの赤字については、私の考え方ではこれを何とか営業努力、事業努力、経営努力でこれを乗り切ろうというのが私の考え方でありました。29年度も私はアグリビジネス事業を進めながら黒字転換させるという考え方でやろうということで決意をして、12月の説明会のときも12月に説明会を議会にいたしました。その時点でもぜひ続けたいということで表明したところであります。

議員の考え方の中に、アグリの赤字は赤字と切り離してそれをやるべきだということでもありますけれども、例えばそれに伴う300万なりの油代の増加分、これについてはそれでは何も補填しなくてもいいという考え方があるのかなのか、私にはそこが理解できません。実際に今出てきて1,000万という額でやったのは、もう先を見通せないので1,000万というアグリの部分について私は補助をしたという形でありまして、決してアグリの赤字を隠すために自分でやったのではないというふうに自分ではそう思っています。議員の発言からいくと、何か私が隠してやるんじゃないかというような、そういう意図がうかがえるのでありますが、私が現在行えるのはそれしか方法がないという形でやっています。ですので、切り離してということは私は不可能だと考えています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ③番目の質問に入りますけれども、アグリ事業は村民のための事業で、役場が行った事業だから、赤字を村税で補おうという理屈になっています。それならば、役場のどこが担当課なのか。その事業で損失を出したのはその課にも責任があるということになるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） このアグリビジネス事業は国からの交付金、すなわち地方創生事業の交付金を受けてミニトマトのブランド化を目指したということでありまして、村自体がその地方創生事業の交付金の主体になりまして、これをアシストに交付するというものであります。その目的は、何度も申し上げますが、農業の活性化、そして転作作物の新規開拓、あるいは加工品の開発、6次産業化、これらを目指してスタートしたもので

あります。

経緯を申し上げれば、ただ単によもぎたアシスト株式会社に事業を立ち上げたというものではありません。平成26年12月に村の関係機関、そして関係者、農協も含めた形ですが、それらを協議してこの事業を進めるかどうかというのを協議しております。そういう結論に至って、組織としてアシストを選びました。3月19日に役員会を開催して、この事業計画、資金の調達等を説明して会社として事業実施を決定した。それに引き続いて、3月20日には村議会の臨時会にこの地方創生事業の予算を提出して説明をしておるところでございます。したがって、例えばよもぎたアシスト株式会社が独自に事業計画を立案して、そして資金を準備してこれを始めたというものではありません。

したがって、私は事業実施に当たって村は主体的な役割、村がこれを進めてきたと考えておまして、言葉はよろしくないんですが、村が事業の丸投げをしたという形で進んできていると思います。

私は、この事業を進めるに当たって総務課が担当しましたが、行政組織としての総務課でございまして、そこに直接責任があるというふうには思いません。蓬田村に責任があると考えています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） アシストに地方創生の補助金として600万円を出したわけですけども、それは補助金という形で出したのであって、役場が主体的に事業を行っているわけではないので、担当課も存在するはずがありません。ですから、村長が役場の責任だと言うけれども、これは言いかえれば曖昧な話で、どのようにもとれるような形で、実際はどこの担当課でもこのアグリビジネス事業にはかかわっていないと思います。ただ補助金を出したということで総務課があると思います。

ですから、このアグリの失敗の事業を役場の事業だというふうに置きかえてやるというのは、かなりの無理があると私は考えているわけです。もし村長が言うように役場の事業だというのであれば、当然担当課が存在しなければならないでしょう。今までアグリの問題で担当課から説明を受けたことは一回もありません。もちろん百条委員会で呼んだ記憶もありません。それは役場は関係していないからなんですよ。それを役場の責任に負わせて、役場の資金を補助金として出すというからこういう問題になると思うわけでありまして。これは再々質問ですよ。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君）　そういう意味では、私も先ほどの前の久慈議員に対して答弁した部分があるわけですが、ホタテの残渣処理の場合も私は同じ立場だったのではないかと思います。漁協が残渣を出し、そして協議会を立ち上げて、協議会で検討して牧場に例えれば残渣をなげさせたと。ところが、残渣を捨てさせたけれども、それが実は不法投棄だったということであれば、じゃあそれは誰の責任、担当課は誰、担当課に責任があるのかと言われると、それは私は間違いだと。やっぱり行政がそこに主体的に関与してそういう方向に持っていったこと、それ自体にやっぱり行政責任はあるというふうに私は考えているわけでありませう。

　　そういった形で、先ほど申しましたけれども、6,500万から7,000万近くのお金がかかったわけで、それを誰かに請求すればいいのかということになれば、私はそれはできない。そこに主体的に事業実施を求めたわけですから、行政課題としてそれを求めたわけですから、やっぱりそういう形でいくと私は村が全面的に責任をとってこれは処理すべき問題であると考えているわけですね。

　　答えになったかどうか、私もあれですけども、仮に責任があるとかないとかという、そういう問題ではなくて、地方創生事業という形で議会にも一部でありますけれども関与していただいていますし、そういう意味ではやっぱり行政責任というのがあると私はそう判断しています。

○議長（藤田修一君）　坂本　豊君。

○5番（坂本　豊君）　村長は先ほども残渣の話をしていただきました。残渣の問題とこのアグリ事業を同じような感じで考えているんだと思いますけれども、残渣の処理費用というのは役場からお金が補助金ではなくて処理費用として出ているはずですね。ですから、役場の担当課があって予算にも出ているはずで、漁協が単独でやっているものに対して補助金を出していたわけではないんです。その辺、一緒くたにしているなと感じました。これ質問できないので、この辺にとどめておきます。

　　次に、④に入りますけれども、同じような発言になりますけれども、アグリ事業が赤字になっても議会に対して説明もなかった。村長が単独で銀行から借り入れを繰り返していたことも議員も知らなかった。最後はこの事業を決めたアシストの役員が何の責任もとらない、村民にだけその負担をさせるというのはただの責任転嫁ではないでしょうか。この事業を強引に押し進めてきた村長には何の責任もない、村税を払う村民の責任になるのか、答弁を再度求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 先ほど、③の議論と重複するかもしれませんが、私が強引に進めてきたということではございますけれども、村が政策的に政策課題を解決しようとして、他の団体、いろんな団体や、そして行政組織を利用して事業を行うということはこれまでも何度もございます。農業機械の導入にしても、あるいはカントリーエレベーターの建築にしましても、そういうことが行われているわけです。

我々、常に失敗しないようにということで職員も社員も皆さん、細心の注意を払ってきてやっているわけですが、時にはやっぱり失敗するというのもこれは当然出てくると私は思っています。

しかし、それを主体的に進めている村が責任も何もないんだと、アシスト側に全面的にあるんだということになると、これもまた非常に問題があると私は思っています。行政組織なり、そういったものは、村長がトップでありますけれども、トップが次の管理者、課長なりに命じ、そして課長がその担当に命じていくという一つの組織の流れになっています。したがって、先ほどのように課に責任はないんじゃないかというふうになるんですが、私はやっぱり行政体としてそこには本来であれば管理、監視する義務もあるんじゃないかと思っています。ただ、そこで課としての責任をとるということは、これは求めないというふうに私は思っている次第であります。

あと、アシストの役員の責任についてということで申されましたので、先ほど言いましたように、アシストがこの事業を私どもでやります、については補助金くださいというふうに主体的に物を考えて進めた事業というふうに私は考えておりません。役員と申しましても、常勤の役員並びに非常勤の役員で構成されております。事業を実施していく中で、主体的に契約行為とか、あるいは売買行為など、そういった財務管理を行うというのが常勤の役員であり、社員、責任者である部長職であると考えられます。したがって、事業実施に当たって責任を明確にするためにも、本来は決済行為、伝票をつけていろいろと決済行為をして帳簿づけをして、それら経理を明らかにしていくということが必要であったわけですが、残念ながらその部分が欠けておりました。

また、非常勤の役員に関して申し上げます。アシストの役員の責任ということで、常勤、非常勤に分けてちょっと話させていただきますと、非常勤の場合は役員会を通じて、提案された議案に対して意思決定をしていくという役割になっています。事業実施に当たって、非常勤の役員が自主的に関与しているという形になっておりません。した

がって、私は非常勤の役員の場合はその意思決定に間違い、瑕疵とかあるいは過失があればこれは責任を問うべきものでありますけれども、常勤の役員とそれから職員からその報告があって自分たちが決定するものですから、これに正否、いいか悪いかを判定させるわけでございますから、結果について責任が全くないとは言いませんけれども、重要な部分で責任を負わせるというのは無理だと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ④に対する再質問をいたします。

まず1つは、役場が管理する必要があるという答弁でしたけれども、このアグリ事業というのは役場が行った事業ではなく、事業主体はあくまでもアシスト株式会社ですよ。その点を考えると、役場は何の関係もないと思います。

役員の実任問題については、私は村長が常々役員には全く責任がないという答弁を繰り返しているのと言っているわけです。別に金銭の補償をしろとか、そういうことを求めて発言しているわけではないですが、報酬を支払いしていないから責任がないとか、報酬は月々毎月の決まった報酬は払う場合もありますし、日当という形で役員会議に出席したとき交通費とかそういうものを支払いする場合もありますし、全く役員といえども、非常勤の方でももらっていないわけではなくて、役員会議に出席すれば1万円ほどのお金はもらっているわけです。非常勤の役員だからといって、別に責任がないということは全くないわけです。会社法からいけば、役員というのはそういう事業を進める上での意思決定がされる場合であるので責任があるわけですね。報酬の問題ではないんですよ。その辺のことを捉えながら、私は役員にも道義的責任があるという答弁が全くないのでいつも繰り返し質問しているわけです。そういうものを考えますと、やっぱり今の村長の答弁というのは私は無理があるのではないかと思うわけです。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私も言い方が雑多でちょっとあれですけども、全く責任がないわけではありませんが、意思決定をした中に瑕疵とかあるいは過失があればそれは意思決定の誤りだということになりますけれども、今回の場合は村が主体的につくって事業計画を張りつけして、いわば承認してくださいという形で進めたものということで、私は役員に責任を持たせられないという考え方をしているということでもあります。

以前から、報酬を払わないから責任がないんだということを私も申し上げたような気

がしております。ある考え方によっては、ただボランティアのようにしてやっている方に責任をとらせるというのは非常に難しいということを私も考えておりますけれども、今回その辺、もし私が間違っておれば謝らなきゃいけません。ただ、意思決定をするというのがその機関の一員であるということで間違いないわけでありますので、全く責任がありませんということではありません。そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、⑤の百条委員会で赤字の原因を調査しましたが、村長自身はアシストの赤字の原因をここではっきりと答弁していただきたいと思います。何なのか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私自身の見解ということで述べさせていただきます。これは公式に発表したものではありません。私自身も昨年の3月、4月で法人会計ソフトがうまく動かない原因と、それからもう一つは決算期の決算を見て赤字の原因を探ってみました。その結果を受けて、これは事業のやり方が悪かったんだということは理解できました。その後、6月8日に百条委員会、調査特別委員会ができたわけですが、私自身としても中身をぜひ分析して知りたいと思って進めて分析したのもございます。ただ、それは私の私見でございますので、私の個人的な資料でございますので、その辺は公表もしなかったですし、皆さんにはお伝えしておりません。

ただ、私自身が分析した中身について、赤字の分析をした結果を今回求められたものですからお答えします。

3つあったと私は思っています。3つに分析させていただきました。まず1つは、商売の基本を考えていないこと、まず利益追求していなかったということがまず第1であります。学問的な話をすれば、経営学の中でマーケティング論というのがあるわけです。物を仕入れて、価格を決めて、そして流通経路を開拓して、それを売るために販売戦略を展開するということです。その中で、それを展開して利益が上がるか上がらないかがこの事業を継続できるかどうかを決めるものである。私は内容から見て、担当者が自己流の商売をしたというふうに判定しました。

それから次に、事業予算を組ませたわけであります。組んで、これもアシストの取締役会にも皆さんに、皆さんということは担当者にも出したわけですが、予算を立てて事業内容に変化がある、要するに商品が入ってこない場合、それをそのまま支出す

るということはあってはいけない。要するに予算の見直しを常にしていかなければならないということ、これを全く無視したということでもあります。

これについては、ここに傍聴席にアシストの職員もおりますけれども、平成27年4月10日ごろに私から事業プランを、事業プランということは予定の内容を出すようにということで指示をしたんですが、当時は別な様式で出しますということで終わってしまって、それが現在まだ私見ていなかったということで、私も管理監督責任があると思っています。私が言いたいのは、事業計画で予算を常に見直ししながら商売をしないとその仕事は継続できないということです。

それからもう一つは、会計処理の問題であります。ルールに従って事務処理がなされていなかったということです。それは伝票による会計処理をしないで、帳簿によって会計処理をしていたということです。帳簿が間違っていれば全てがもう確認できないという状況でありまして、実は平成26年8月の経営改善計画をスタートさせる時点で、これについては指摘をしてすぐに改善するよというようにしておいたわけです。さらに、平成27年4月にアグリビジネス事業を立ち上げる際にも、法人会計ソフトを入れるので伝票で全て処理するよというように指示しましたが、一部の部分しかこれが実施されていなかったということです。

これらをやらなかったために、やっぱりチェック機能が働かなかった。要するに判こをつく支出にしても収入にしても、判こをつくところがなくて、結局私にも何も来ていなかったというのが実態であります。もちろん契約に関しても、私に対して何も決裁を求めていなかったというのがありました。このためにチェック機能が全く働かなかったということが私は最大の原因、これが一番の根本の原因だと思っています。

私自身も本当は資料を出して皆さんに私自身の分析結果を見せればよいのでありましようけれども、トマト生産農家の皆さんからは本当に熱意を持って仕入れをさせていただきました。たくさん数量のものを入れていただきました。ところが、やっぱりその仕入れたものを商売という形でどうも理解していなかったようでございまして、それをさっき言ったようなマーケティング論、いわゆる仕入れて幾らで売るかということまで、原価計算論までやっていなかったというのがまことに残念であります。赤字を出した原因になっていったということで、まともにやればまだまだ財政が少なかったということで、まことに残念に思っています。

私の感覚と意見を添えて、原因を述べさせていただきました。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 村長は、経理関係のことで赤字になったと分析していると答弁ありました。根本的には赤字の原因は、売り上げが見込めないのに社員を入れて、年中雇用という形で社会保険も全額つけて行っていたということであります。私が調べた段階では、アグリ事業を始める前の社会保険料だけでも二十四、五万であったのが、アグリ事業を始めてからは47万、1カ月ずつ、ふえています。これから見ても、いかに人件費が圧迫していたかということがわかるわけです。

ご存じのように、トマトは7月とか8月、9月、3カ月ぐらいがいい勝負であります。社員を雇用していると、もう10月から翌年のトマトが収穫できる7月ごろまでもずっと雇用していなければいけないということになっていくわけです。普通、こういう商売というのはあり得ないわけですよ。ですから、ここに最大の原因があるということが言えるわけです。ですから、見込めない販売売り上げを過剰に設定しておいて人件費を払っていたということが1,000万円近い赤字を出したことになるわけです。そういう点では、平成28年度、今年度の部分についても全く状況が変わっていないので、赤字がそのまま膨らんでいくということにもなるわけです。

村長は1,000万円の専決処分の説明会の中でも、今後アグリ事業は休止するという発言がありました。この点を踏まえて、ぜひ無謀な人件費がかかるようなこの事業は見直す必要があるということが大方の意見でありますので、ここは事業をやめるべきだと思いますが、その辺を含めて答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員がおっしゃるとおりかもしれません。でも、坂本議員は坂本議員なりに分析を進めて、そしてやってきたものと私は思っております。私としては、非常に難しい問題でありますけれども、例えばこれからタマネギの普及を進めるに当たっても、それをどうやって進めるかというので非常に悩んでいます。ということは、指導者の問題から販売の問題から、農協とのかかわりの問題とか、そういったものも考えています。今のトマトの問題と同じように人件費を膨らましてやるというのに対してはやっぱり慎重になっていなければならないというのは、これは当然の形であります。

地域振興、あるいは特に農業の活性化、あるいは新規作物の開拓という場合に、それじゃあ誰がやるのかと。弘大の話ではプレーヤーは誰なのかということだわけですがけれども、そういったことを踏まえると、アシストのほかにどういったやり方があるのかと

いうことをもう一回考えてこれをやっていかなければいけないだろうと思います。やる場合はやっぱり用意周到、きちんとした計画でスタートさせるべきであって、短絡的に
というか、2カ月3カ月の中ではちょっとそれは無理だということで、もっと慎重に進
めていかなければならないというのが今回の反省点になります。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） タマネギの心配をしていますけれども、事業主体はあくまでも農
家だということを捉えて、役場ができる範囲というのは補助金を出すとか、農家からの
要望を聞いて何が必要なのか、援助できる部分があればそれを補助するとか、そうい
うことが必要ではないのでしょうか。村長が何も心配する必要はないんですよ。役場がタ
マネギを農家から買って売ろうなんて考えるからおかしい、心配になるわけで、そこは
売る場所は農協もあるし市場もあるわけですから、役場ができる範囲というのは決まっ
ているわけですよ。役場は事業をやってはいけないんですよ。ですから、その辺は村
長はかなり、私から言えば間違っているなというふうに考えます。

次に、時間も押し迫ってきましたので、2番目のよもぎ温泉の改修工事について質問
を移します。

よもぎ温泉に約1億4,000万円で改修工事を行うという例月会での説明がありました。
昨年、議運に出された予算案では約5,400万円の改修費でした。それが今回は3倍近い
金額になったわけです。今アシストの赤字が膨らんでいる現状からも、緊急に工事を急
ぐ必要はないと考えているわけですが、工事をこれほど急ぐ理由は何なのか、答弁をお
願いします。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） よもぎ温泉に1億4,000万円で改修を行うという、これ
が5,400万からなぜ3倍に上がったのかという質問ですが、平成27年度に建築基準法第
12条第1項という規定がありまして、これは建物を3年に一度点検するというものなん
ですけれども、この中で指摘事項がありました。それは外壁の老朽化、屋根の劣化、こ
れが指摘されました。それで、昨年3月定例会に28年度当初予算に外壁及び浴槽上部屋
根の改修費として5,367万6,000円を計上しましたが、事前説明がないということで削除
されました。28年7月5日に、議員全員でよもぎ温泉において現場を見ていただき、説
明をいたしました。そのとき、外壁及び屋根ばかりでなく、浴室内の壁や天井、サウナ
室や脱衣所などの改修が追加されまして、今回1億3,643万7,000円となったわけであり

ます。

工事を急ぐ理由であります。昨年3月下旬、女子浴室入り口上部壁が剝離し、落下しかかっていましたので、急遽、応急処理を行っております。温泉施設は行政側の管理するところであり、万が一、入浴者に落下でもしたら大変です。けがが起きてからでは遅いので、早急に工事をする必要があります。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 天井が落下するとか、入浴者がそれを受けて大けがをしたり亡くなるという事態になるとこれは大変な問題でありますから、早急に改修工事は必要であります。しかし、外壁がちょっと汚れたとか、そういうことだけではそういう事故は起こらないわけです。きのうの予算委員会でも私、質問しましたけれども、天井が落下するおそれがあるという事実、危険性というのが本当にあるのかということを知りましたけれども、同じ質問をいたします。天井が落下するおそれがあると言いましたけれども、実際天井の中に入って、つり下げている器具が腐食して、今にもとれそうな状態になっているのかどうか、確認をしたのかどうか、お答えをお願いします。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 天井裏に入って点検したわけではありません。これは現地でも、あと2月に月例会で議員の皆さんに説明をいたしました。天井が落下するという話ではなくて壁が落下する話です。天井については、今、塩分で滴がずっと下まで伝ってこないで、人の上のほうにぼたぼた落ちると。劣化しているから交換という説明をしたと思いますけれども、坂本議員は覚えておりますでしょうか。（「逆質問しないでください。反問権はないので、逆質問しないようにしてください」の声あり）

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 私の考えでは、解釈では、天井が落下したら人身事故になって大変だと、ですから改修を急ぐというふうに捉えていたわけです。壁が剝離して落ちるのであれば、応急措置で対応できると思います。天井が落ちてくるのは大変なので、天井が落ちてくるよと言われれば、これは改修の必要があるわけですね。ですから、きのうも言ったように、天井に人が入れるような穴をあけて、そこから入って点検する必要があるんじゃないですか。それもしないで、想像だけで塩分が上がっているから腐食しているだろうということだけでやるのではなく、今この温泉が厳しいときにそういう多額の費用をやる必要がなくて、あと二、三年待ってからでもいいんじゃないかと私は考えて

いるわけですね。課長に資料をお願いしたところ、皆さん見てのとおり、平成5年と28年、25年の差ではもう半分近い収入減になっているわけですね。

そういう意味でも、次に質問を移りたいと思いますけれども、②番の温泉の源泉が3%から5%、私、確認していなかったんですが、タイル1枚ほどしか源泉が入っていないと、あとは水を入れているという説明でしたが、これでは温泉とは名ばかりではないでしょうか。温泉の法律では、1キログラム当たり塩分では成分が1グラムあれば温泉というふうに書かれています。源泉には1キログラム当たり何グラムの塩分が含まれているか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） まず、温泉の源泉の浴槽全体の3%から5%ということではありますが、私この間、タイルの1枚という話をいたしましたけれども、あそこタイル11枚ありました。それを逆算すると、大体9%から10%という形になります。そのほかの分については加水しながら加温しているという形であります。ですので、とりあえず源泉の入っている温度が25度以上で、成分の項目が19項目あるんですけれども、その中で蓬田の温泉は二、三項目に該当しておりまして、まず温泉という形になっております。

今の源泉の1キログラム当たりの塩分でありますけれども、32.9グラムであります。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 私、3%で計算しました。源泉が3%しか入っていないくて、果たして1キログラム当たり1グラム以上の塩分が含まれているかという計算をしたら、1,000cc——1キロですよ——1,000cc当たり33グラムの塩分が入っていると、ちょうど1リットル当たり1グラムの塩分含量ということになりました。この33グラム入っているということは、海水とほとんど同じ濃度です。ですから、私、1リットルのお湯に33グラムの塩を入れて溶かしながらなめてみましたら、全く海水と同じくらいでありました。そのぐらいあればちょうど薄めても3%しか入れなくて、あとは水であっても温泉ということにはなりますが、そういうことはわかっていて3%ぐらいしか源泉を入れていなかったのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） その辺は私のほうはちょっとわからないんですけれども、現場のほうに聞いておりません。今、坂本議員がおっしゃったとおり、大体この辺の浜

ですと塩分30ミリグラムと言われているんですけども、塩がですね。よもぎ温泉では32.9グラムということで、水を足したり、あるいは熱を加えたり、あるいはろ過したりする場合、温泉法でその状況と理由を明示することが義務づけられております。よもぎ温泉では加水、加温及び循環してろ過しているということも明記しております、温泉というか沸かし湯というか、温泉には該当するということであります。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ③の入浴者数の資料を求めたところ、資料は届いておりますので、この質問は省略いたします。

次に、3番目の農業者への支援についてお聞きいたします。

農業者への支援として、村独自の交付金支払いができないか質問します。米価が7,300円に下落したときにも同じ質問をしましたが、当時は航空防除の農薬代を役場が支給してくれました。農家はこれでとても助かったと思います。しかし、その後は何の支援もありません。いまだに米の価格は経費が1万6,000円かかると言われておりますが、1万円そこそこです。外ヶ浜町では10アール当たり4,000円の交付金を継続して支払いをしています。水田面積が違いますが、村の基幹産業を担う後継者がこのままではなくなってしまいます。既存の農家に対しても援助する必要があると思いますが、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 村では、平成26年度に米価の下落を受け、蓬田地域防除実施協議会を通じて、事前の農薬補助金180万円に加え、追加の農薬補助金1,049万円を加えた総額1,234万円、10アール当たり2,000円の支援を農家に行いました。

その後も28年度はライスセンターの改修工事費として約2,000万円を支出し、29年度は蓬田地域防除実施協議会農薬助成金を46万円増額し231万円を、また建設課の事業であります、長科地区のため池等の整備事業費負担金として205万円を計上するなど、農家のための基盤整備や経営安定のための助成金や事業費を計上しております。

また、28年度はまっしぐらの1等米でJA仮渡金が1万500円まで戻っていることから、村では経営所得安定対策の各種交付金や産地交付金を活用しながら農業経営の環境整備支援等をしていく考えであり、村独自で米農家に特定して直接交付金を交付する考えは持っておりません。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番(坂本 豊君) 前にも同じような答弁でありました。ライスセンターへの補助金とかそういうのは別にして、農家への直接支払交付金、10アール当たり4,000円と言いますけれども、2,600町歩ぐらいつくっておりますので、約2,400万円ぐらいの補助金になるわけですね。外ヶ浜町では今も継続して10アール当たり4,000円出しているということからいけば、かなり進んだ政策を、思い切った政策をしているなど感じられました。やらないというのであればいたし方ありませんけれども、この問題については今後、当局がうんと言わないのでこれ以上質問してもどうにもなりませんので、次回また同じ質問をさせていただきます。

もう一つ、毎年高齢化で農業をやめる農家がふえているわけですが、これについては村長、課長はこの問題をどうすればよいと考えているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長(藤田修一君) 村長。

○村長(久慈修一君) 質問事項にはございませんので、考えてはおりませんでしたけれども、質問されましたのでお答えします。

農業従事者の高齢化という問題に対してどう対処するのかということでございます。私は交付金だとか補助金を現在使っている、国とか県とかのそういったものを使いながら、農業の所得安定というのをまず図ることが先決だろうと思っています。村が独自でまた交付金を出して補助金漬けにして、それで例えば平成30年度以降、国の補助金がなくなるとまたそれを支えなきゃいけないということを一番懸念しています。それよりもやっぱり自分たちが農業の経営を安定させるために、自分たちの新規作物とか、あるいはどういう形で、タマネギにしても何にしても、所得をどうやってふやすかということを実際に考えて自分たちがやっていかなければいけない。そのために機械投資とか、あるいは農業施設の投資とか、あるいは土地改良事業であるとか、そういったものについて私は積極的に支援していきたいと考えています。それによって後継者に何とか残ってもらいたい、残るような施策をしていただきたいというのが私の希望であります。以上です。

○議長(藤田修一君) 坂本 豊君。

○5番(坂本 豊君) 補助金漬けはよくないと言いますが、国は今でも7,500円10アール当たり補助しているわけです。村長の答弁では、機械などへの補助を積極的に進めたいという答弁でありましたが、これは具体的に口だけではなくて進める用意があ

るのか、再度お聞きいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私も質問事項にないことに対して、機械の援助とかと、私は先ほどソバの刈り取りの機械のお話でありますとか、それから例えばこれから出てくるタマネギの乾燥調整の問題でありますとか、そういったことは念頭にあります。ただ、そういうことをしていかないと農家所得が守れないということになれば、もっと生産意欲を持ってそれを進める農業、補助金をいただくから私仕方なくやっていますという農業じゃなくて、自分たちが物をつくって所得を上げるという農業に転換させていきたいと思うわけで、それに対してそういう発言をしたわけです。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、4番目の学校給食の無料化について質問いたします。

学校給食費は現在、材料費だけを子供たちから負担しているわけです。憲法では、普通教育は無償とするとあるわけです。私は単純に考えれば、教育に係る経費も含まれると考えているわけです。給食費の無料化というのは時代の流れになると思います。村でもそれを考える必要があると思うのですが、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 憲法違反かどうかはわかりませんが、無料化は難しいと思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ②の材料費も含めて、給食に係る経費というのは1食当たり幾らになっているのか、答弁してください。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 27年度決算を見て計算しましたところ、1食当たり501円となっております。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 普通、役場の予算書で見ればそういうふうになると思いますが、実際企業であれば建物の償却費も当然含まれるわけですよね。それから、それにかかわっている職員があれば、その職員の人件費も全てこの給食費に充てないといけなくなるわけです。中学校を改修して給食センターにしましたけれども、その金額を耐用年数で割ると経費が出てくるわけですが、それを給食費で割った、そういう数字というのは計

算していなかったのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 平年の維持補修費並びに村で抱えている調理員、あとは光熱水費とかもろもろを経費として見ており、給食センターの栄養教諭の給与とか建物の建設費とか、そういうものについては見ておりません。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この②について再質問しますけれども、私も計算していたわけでは無いのですが、501円に恐らく200円300円上乗せして700円から800円は1食当たりかかっているかもわかりません。ところが実際は、先ほど木村議員にも答弁したとおり、230円でしたか。ですから、私から言わせると、もう既に補助金をたくさん出していることになるわけです。材料費だけ入れれば半額のように考えられますけれども、完全にかかった経費を全部給食費に上乗せしたとすれば、仮に800円とすれば……、ですから今の状態では既に補助金を出していると。子供たちが負担しているのは3割ぐらいしかないと思います。その比率を高めるという考え方をすると、無料化するというのはゼロになるわけですから、それを限りなく10%20%、さらに補助率を上げるということになればだんだん無料化に近づいていくわけです。そういうことが急激にやると反発も来るともわからないので、徐々に給食費の補助の割合をふやしていくんだということに考え方を改めれば良いのではないかと思います。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 限りなく無料化に近づけるという方向では、これからの検討する課題であると思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、5番目の除雪事故の原因についてお伺いをいたします。

小鹿議員も質問したわけですが、昨年の長科の踏切事故で除雪車との事故原因は明らかになったのか、答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 事故の原因についてはまだ明らかになっておりません。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この事故の原因が明らかになっていないというのは、誰が決めることなんでしょうか。役場のほうでは全く事故の原因を掌握するというか、考えている

ということはないのでしょうか。警察任せになっていて、あとはうやむやにするということなんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） この件については検察庁のほうで既に本人の刑が確定しており、今その裁判記録を保険会社のほうで取り寄せて、詳細を今検証している最中でありますので、もう少し時間がかかるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 刑が確定しているというのは、事故原因もわからないで刑が確定したということはないんでしょう。車両に不備があるとか欠陥があれば、その運転手には何の責任もないことになるわけではないんですか、単純に考えれば。それでもなおかつ原因がわからないということはどういうことなんでしょうか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） ただいま申し上げたのは検察庁の刑事記録についてですが、これは損害保険会社のほうで今取り寄せていると。それは、この中身が約30ページほどあるということで、今時間を多少いただいたら助かるということで、中身を全て見ることはできないと。結局中身に関しては基本的な個人情報等が隠されているということで、今しばらく時間をいただきたいと思います、今検証中ということで理解していただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 質問回数は終わったので、その調書なりを、判決文を見ることのできないので原因がわからないという答弁のようですので、それが見られるような状態になったときには速やかに報告していただくということで、私の質問を終わります。

○議長（藤田修一君） 以上で、5番坂本 豊君の質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時36分 散会

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員